

## 家計急変者となる目安（住民税非課税相当限度額早見表）

令和3年度の住民税（均等割）が課税されている人でも、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、年間の収入(所得)見込みが以下の〈住民税非課税相当額早見表〉以下の方は、本給付金の受給要件の所得要件である「家計急変者」に該当します。

### 〈住民税非課税相当額早見表〉

世帯の人数	家族構成例	非課税所得限度額	非課税相当収入限度額
2	夫（婦）＋子1人	828,000 円以下	1,378,000 円以下
3	夫婦＋子1人	1,108,000 円以下	1,680,000 円以下
4	夫婦＋子2人	1,388,000 円以下	2,097,000 円以下
5	夫婦＋子3人	1,668,000 円以下	2,497,000 円以下
6	夫婦＋子4人	1,948,000 円以下	2,897,000 円以下
7	夫婦＋子5人	2,228,000 円以下	3,297,000 円以下
8	夫婦＋子6人	2,508,000 円以下	3,685,000 円以下
9	夫婦＋子7人	2,788,000 円以下	4,035,000 円以下

（※）世帯の人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者（前年の所得が48万円以下の者。給与収入では103万円以下の者。）
- ・扶養親族（前年の所得が48万円以下の者。給与収入では103万円以下の者。16歳未満の者も含む。）

申請者本人が障害者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する場合は、上記表と下記表の額のいずれか高い方を基準とする。

申請者がいかに該当する場合	非課税所得限度額	非課税相当収入限度額
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親	1,350,000 円以下	2,044,000 円以下